

東北地区所有者不明土地連携協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、東北地区所有者不明土地連携協議会と称する。

（目的）

第2条 本会は、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）」の適正かつ円滑な施行を図り、地方公共団体等が行う所有者不明土地を含む事業用地の取得又は使用に係る業務（以下「用地業務」という。）について、関係する者が連携することにより、もって用地業務の円滑な遂行に寄与することを目的とする

（活動）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 地方公共団体等が行う用地業務の円滑な遂行のための支援
- 二 所有者不明土地法の施行に関する情報共有
- 三 所有者不明土地問題の解消に関する取組の情報共有
- 四 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと

（構成員）

第4条 本会の構成員は、別表1に掲げる者及び総会で加入を認められた者とする。

（会長）

第5条 会長は、国土交通省東北地方整備局長をもってこれに充てる。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3 会長に事故等があり職務を遂行することができないときは、あらかじめ会長の指名する者が職務を代行する。

（総会）

第6条 本会に総会を置く。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、構成員をもって構成する。
- 3 通常総会は、毎年1回会長の定める時期に開催する。
- 4 臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催する。
- 5 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。
- 6 本規約の改正及び構成員の加入その他本会の会務に関する重要な事項については、総会で決定する。

（幹事会）

第7条 総会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成し、必要に応じて会長が開催する。
- 3 幹事会は、国土交通省東北地方整備局用地部長が座長として主宰する。
- 4 幹事会は、必要に応じ、書面により開催することができる。

- 5 会長が必要と認めるときは、幹事以外の者に出席を求めることができる。
- 6 幹事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一 本会の活動内容の調整及び執行に関する事項
 - 二 総会に提出する事案に関する事項
 - 三 総会が幹事会に委任した事項
 - 四 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する事項

(作業部会)

- 第8条 幹事会は、第3条各号に掲げる事項を処理するために、作業部会を設置することができる。
- 2 作業部会の運営等に関して必要な事項は、幹事会が別に定める。

(議事の公開)

- 第9条 総会は、原則として公開とし、議事の要旨は、総会后速やかに公開する。ただし、特段の理由があるときは、総会を非公開とすることができる。
- 2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事の要旨を公開するものとする。

(事務局)

- 第10条 本会の事務局は、国土交通省東北地方整備局用地部用地企画課に置く。
- 2 事務局長は、国土交通省東北地方整備局用地部長をもってこれに充てる。
 - 3 事務局は本会運営のための事務を行う。

(その他)

- 第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な細目は、会長が別に定める。

附 則

- この規約は、平成31年1月30日から施行する。
この規約は、令和元年〇月〇日から施行する。

(別表1)

東北地区所有者不明土地連携協議会 構成員名簿

名 称	備 考
国土交通省東北地方整備局長	会 長
法務省仙台北務局長	
青森県県土整備部長	
岩手県県土整備部長	
宮城県土木部長	
秋田県建設部長	
山形県県土整備部長	
福島県土木部長	
仙台市財政局理財部長	
東北弁護士会連合会会長	
東北ブロック司法書士会会長	
日本行政書士会連合会東北地方協議会会長	
東北不動産鑑定士協会連合会会長	
日本土地家屋調査士会連合会東北ブロック協議会会長	
(一社)日本補償コンサルタント協会東北支部長	

(別表2)

東北地区所有者不明土地連携協議会 幹事名簿

名 称	備 考
国土交通省東北地方整備局用地部長	座 長
国土交通省東北地方整備局用地部用地企画課長	
国土交通省東北地方整備局建政部計画管理課長	
法務省仙台北務局民事行政部首席登記官	
青森県県土整備部監理課長	
岩手県県土整備部県土整備企画室用地課長	
宮城県土木部用地課長	
秋田県建設部建設政策課長	
山形県県土整備部県土利用政策課長	
福島県土木部土木総務課用地室長	
仙台市財政局理財部財産管理課長	